

令和3年度弘前市地域のにぎわい回復事業費補助金

弘前市では、地域のにぎわいの回復を図るため、商店街組合等の団体が実施するイベントにおける新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る経費を補助します。

補助対象事業者	(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 (2) 任意の商店街団体等であって市長が認める団体 (3) まちの活性化を図るため事業を行おうとする実行委員会等であって市長が認めるもの
補助対象となるイベント	市内で実施され、市民が広く参加できる取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 青森県祭り・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年3月青森県取りまとめ）に則して感染防止対策を実施すること。 (2) 市から本補助金以外の補助金の交付決定を受けたものであること。 (3) 複数の主体が連携して取り組むものであること。 (4) 会場内において、露店、キッチンカー等による飲食サービスの提供又は物品の販売が行われ、市民の消費活動が見込まれること。
補助対象経費	消耗品費、役員費、委託費、賃借料及び印刷製本費。ただし、次に掲げる経費については対象としない。 (1) 消費税及び地方消費税 (2) 販売目的の物品等又はその原材料の購入費 (3) 本補助金以外の市の補助金等又は国県等の補助金等の交付の対象となっている経費 (4) 露店、キッチンカー等で営業する者が個別に支出した経費 (5) 交付の対象とすることが妥当でないと認められる経費
補助金額補助率	補助対象経費の実支出額の合計額又は1,000,000円のいずれか少ない額。（補助率100%）
申請方法	以下の書類を作成し、申請受付期間内に提出してください。 ・令和3年度弘前市地域のにぎわい回復事業費補助金交付申請書 ・事業計画書　・収支予算書　・実施内容が確認できるイベントチラシ等
支払方法	概算払いまたは精算払い
留意点	・虚偽の報告等が判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。 ・詳細については、令和3年度弘前市地域のにぎわい回復事業費補助金交付要綱をご覧ください。